

令和 4 年度の行政改革推進委員会について

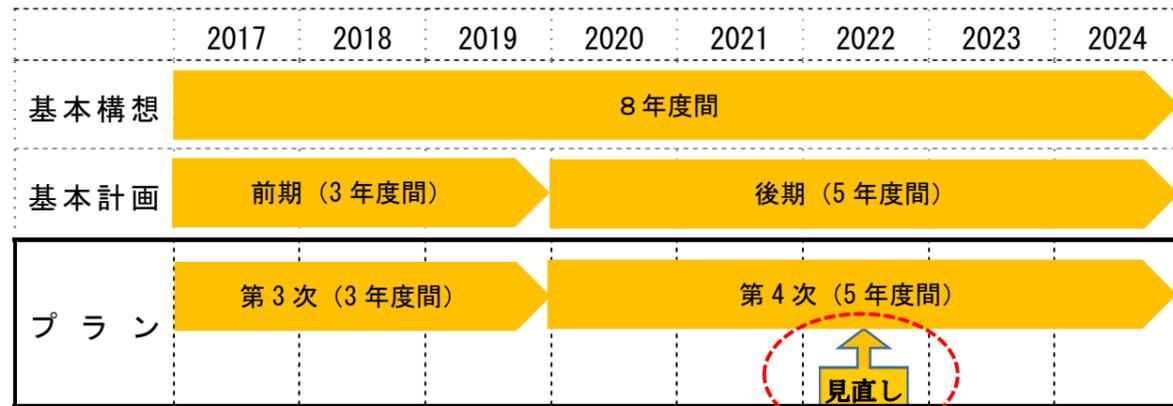
1 行財政改革推進プラン（第 4 次行政改革大綱）の中間見直し

○ 本市では、「清須市第 2 次総合計画」に基づいた行政運営を推進し、市の将来像や 7 つの政策の実現を図るため、その下支えとなる行財政基盤の構築に向けた行財政改革の方向性を定めるとともに、必要となる具体的な取組項目を定めるものとして、「清須市行財政改革推進プラン」（清須市第 4 次行政改革大綱、以下「現プラン」）を策定している。

○ 現プランは、2020（令和 2）年度から 2024（令和 6）年度までの 5 年度間を計画期間としており、2022（令和 4）年度には、取組の進捗や市の状況、社会経済情勢などを踏まえて中間見直しを行う。

なお、現プランの期間については、第 2 次総合計画の基本計画との整合を図り、前期計画期間とあわせていることから、次期プランにおいても同様に、後期計画期間とあわせた 2020（令和 2）年度から 2024（令和 6）年度までの 5 年度間を計画期間とする。

【第 2 次総合計画とプランの計画期間】



○ 現プランでは、これまでの本市における行政改革の取組や、国の地方行革に係る取組状況を踏まえるとともに、本市の行財政運営を取り巻く環境の変化に鑑み、第 2 次総合計画（基本構想）で定める「行政運営の方針※」との整合性を確保しつつ、行財政改革の方向性を次のとおり定めている。

	方向性	重点改革項目
①	時代の変化への対応と市民サービスの充実	市民サービスのスマート化
		民間活力の有効活用
		人材の活用と育成
②	持続可能な財政基盤の確立	事務事業の再構築
		健全な財政運営
		市有財産等の最適な管理・運用
③	多様な主体との連携・協働の推進	市民協働の推進
		官民連携の推進

※第 2 次総合計画（基本構想）の「行政運営の方針」

①総合計画に基づく行政運営の推進 ②持続可能な財政運営の推進 ③市民協働の推進

○ 現プランの見直しにあたっては、基本的に「方向性」・「重点改革項目」については現状のままとし、「具体的な取組項目」において、進捗や市の状況、社会経済情勢などを踏まえた時点修正的な中間見直しや整理を行う。

2 スケジュール（案）

	行政改革推進委員会	関連事項
4 月		担当課による行政評価（施策・事務事業）の実施
5 月		
6 月		
7 月	第 1 回委員会 ■ 令和 4 年度 行政評価（令和 3 年度対象）に係る外部評価について	行政評価結果（外部評価を含む）を踏まえた事務事業の見直し・改善の検討
8 月		
9 月		当初予算編成作業（プランに基づく行財政改革の取組結果の反映）
10 月	第 2 回委員会 ■ 行政評価結果を踏まえた事務事業の見直し・改善について ■ 現プランにおける取組の見直しポイントについて	
11 月		
12 月		第 3 回委員会 ■ 見直しプランの中間まとめについて
1 月		
2 月		第 4 回委員会 ■ 見直しプラン（案）について ■ 現プランに基づく行財政改革の取組状況等について ■ 令和 5 年度の行政改革推進委員会について
3 月		